

2022年4月

## 第三中学校における学校生活のきまり

—みんなの力で集団生活をよりよいものにしよう—

年	組	番	氏名
---	---	---	----

# —目次—

1	目的	1
2	頭髪・服装などについて	1～4
3	校内生活について	4～11
4	登下校について	11～13
5	登校，欠席，遅刻，早退，外出授業遅刻について	13
6	持ち物について	13
7	部活動について	14～15
8	校外生活について	15～16
9	生徒の懲戒，体罰について	16
1 0	特別な指導の対象について	16
1 1	特別な指導の目的，内容について	17
1 2	反社会的行動について	17
1 3	別室指導について	17
1 4	携帯電話やスマートフォン等について	18
1 5	保護者対応に関して	18
1 6	高等学校及び就職先へ推薦条件について	19

# 第 1 章 総則

## 1 目的

---

この規定は、本校の教育目標を達成するためのものである。そのため、生徒が充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものとする。

また、学校という集団生活の場において、全ての生徒が安全かつ安心して学校生活を送るために、そして、将来にわたって社会の一員として規則を守る大切さを学び、自分を律する心や態度を養うために、この規定を定めるものとする。

## 第 2 章 学校生活に関する こと

### 2 頭髪・服装などについて

---

#### (1) 頭 髪

①不自然な髪型や特に長い髪は、指導の対象となる。

- ・髪かざり，リボン等を着用しない。
- ・ゴムは黒・紺・茶，ピン(左右それぞれ2本まで可)は黒のみ使用を許可する。パッチン止めは許可しない。
- ・体育の授業の時，ピンは危険なのでゴムで髪をまとめる。
- ・授業中に髪をつついたり，髪で遊んだりしない。
- ・前髪は目にかからないようにする。前髪を不自然なカットにしない。
- ・後ろ髪はポロシャツのえりの下のラインより長い場合は，耳よりも下で，耳よりも後方で左右対称になるよう1つまたは2つでまとめる。
- ・横髪たらしは禁止。なりがちな人は，髪を2つにまとめること。  
※額にかかる前髪の両脇部分を下へ長く伸ばす髪型を，「横髪たらし」と言い禁止している。
- ※髪は時間とともに伸びるものだから，常にまゆげが見えるくらいの長さにしておくこと。
- ・男子は耳が隠れない，後ろ髪を不自然に伸ばさない。

②整髪料をつけない。染色，脱色，スプレー，香水も禁止。

③パーマ，ストレートパーマ，アイロン等の意図的加工も禁止。

#### (2) 服 装

<学ラン，学生服を着用する場合>

①学生服…標準学生服のみ許可。

ボタンは指定されたボタンをつける。つぶれているボタンは認めない。

②ズボン…タックのないものを着用。わざとベルトを緩めたり，ホックやファスナーをあけるなどして腰でズボンをはいたり，引きずったりしない。(=床にすそがつかないようにする)

③ベルト…黒で無地単色のベルトを着用する。白色のものやハトメベルト，極端にはばの広いものや狭いもの，派手なバックルや金具飾りのついているものは禁止。

<セーラー服，スカートを着用する場合>

①セーラー服…学校で指定された物を着用。正しく着用すること。

②スカート…ひざが完全に隠れるものとする。ウエスト部を折込むなどの調節を一切しない。

<ポロシャツ、ソックス、学生服・セーラー服の下に着用するもの>

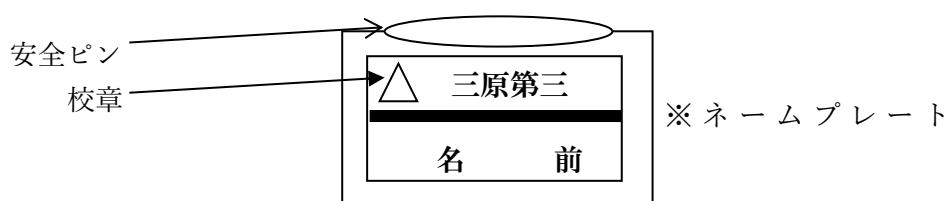
- ①ポロシャツ…ネーム入りの学校指定のもので、通年着用。ポロシャツのみとなるときは、名札をつける必要はない。ただし第2ボタンは必ずとめる。
- ②ソックス…色は白・黒・紺とする。ただし、学校行事等学校が定めるときは白とする(入学式、卒業式等)。また、通常着用状態で地面より15cmを超える長さのものを着用する。ライン入りのソックス、ハイソックス、ルーズソックス、くるぶしソックスなどは禁止。ワンポイントのみの場合も禁止。
- ③学生服やセーラー服の下に着用するもの
  - ・必ず学校規定のポロシャツを着用していること。その上に、黒、紺、グレーの単色無地の防寒着を着用してもよい。
  - ・タートルネック、ハイネックなど襟が高くあがるものやフードつきのものは禁止。
  - ・制服の袖や裾から、それらの服がはみ出さないようにする。
  - ・タイツを着用してもよい。原則として、10月～3月までとする。色は黒または紺の単色無地とする。ただし、靴下は今まで通り着用すること。
  - ・ポロシャツの下には肌着を着用し、色は白またはベージュとする。ヒートテックについても同様の扱いとする。
  - ・制服の購入については、本規定を守り各自で購入する。

### (3) 名札

- ①名前のところを彫って見えにくくしたり色を付けたりしない。
- ②名札にバッチやシール、キーホルダー、ストラップなど不要なものをつけない。名札かくしをしない。
- ③学生服(学ラン)は胸ポケット上部の帯の下のラインの部分に、セーラー服は右図の部分のように左胸につける。



※名札を忘れた場合には、担任に報告し、仮名札を必ず着用すること。



### (4) 履物

- ①外履き、上履き、体育館シューズの区別をきちんとすること。
- ②下駄箱は自分のスペース以外の部分を使用しないこと。くつ以外のものを置かないこと。
- ③指示された箇所に記名する。かかとを踏みつけてはいけない。
- ④生徒が来客用スリッパを使用してはいけない。
- ⑤外履きは、白色でひも付きの運動靴でソールも白とする。ラインやワンポイント入り、学校が指定した形以外の靴は使用できない。
- ⑥体育館シューズは、体育館と格技場のみで使用する。本校規定のものを使用する。
- ⑦部活動で使用する靴は、登下校や体育、総合等の授業では使用できない。部室や部活用下駄箱で管理し、通常履きの下駄箱には置かないこと。

#### (5) ナップサック

- ①学校が指定したものを使用する。名前は指定場所のみ書く。
- ②ナップサックは、黒カバンに入りきらないものを入れて登校するためのものであり、通常は黒カバン使用を基本とする。
- ③ナップサックに落書きしたり、キーホルダーなど不要な物をつけてはいけない。
- ④ナップサックを勝手に加工してはいけない。

#### (6) 黒カバン

- ①黒カバンは学校が指定したもののみとする。名前は指定場所のみ書く。
- ②黒カバンに落書きしたり、キーホルダーなど不要なものをつけたり、加工したりしてはいけない。※お守りもキーホルダーに含む。
- ③一方の肩だけで担いだり、両肘のところでたれ下げて担ぐようなだらしのない担ぎ方をしない。両肩できちんと担ぐこと。

#### (7) 体操服

- ①学校指定のものを使用する。
- ②ジャージを切るなど、体操服を勝手に加工してはいけない。
- ③体操服のまま登校して朝練に参加してよい。放課後の部活終了後も体操服のまま下校してよい。
- ④体操服を制服の下に着用してはいけない。
- ⑤ジャージのファスナーは下の体操服が見えないようにしめること。

#### (8) 手 袋

- ①使用については、各自で判断し、使用する場合は②、③の決まりを守って使用すること。
- ②白、黒、紺、茶、灰色系統のもので派手な飾りのないものとする。キャラクターや芸能人等がデザインされたもの・飾りがついている物は認めないが、一般的なデザインをされた物は許可する。
- ③登校したら下駄箱で取り外す。校舎内で着用しない。（特別な場合は許可を得てください。）  
下校時は、下駄箱で外履きに履き替えたら着用してよい。

#### (9) ネックウォーマー

- ①使用については、各自で判断し、使用する場合は②、③の決まりを守って使用すること。
- ②登下校時と部活動時のみ利用できる。
- ③色は黒のみとする。ワンポイント程度は許可する。裏地に広く色がついていたり・ライン・デザインがついている場合は、裏返したり縫ったりして見えないようにすること。注意しても違反する場合は取り上げて使用禁止とする。
- ④マフラーについては自転車通学生の安全確保の観点から、許可しない。
- ⑤登校したら下駄箱で取り外す。校舎内で着用しない。（特別な場合は許可を得てください。）  
下校時は、下駄箱で外履きに履き替えたら着用してよい。

#### (10) マスク

- ①色の指定はしない。
- ②マスクにいたずら書きをしてはいけない。
- ③忘れた場合は、感染症予防対策のため1枚20円で販売する。

### (11) ウインドブレーカー

- ①ウインドブレーカーは学校指定のものまたは部活動で統一しているものを希望者が購入し、部活動で着用する。また、登下校時には着用できる。学校指定のものは業者から案内がある。
- ②学校指定の物、または部内統一の物のみ、ウインドブレーカーの着用を許可する。
- ③部活動中と登校・下校の際に利用してよい。着用許可期間は、原則として10月～3月とするが、所属する部の顧問の指示の方を優先する。
- ④朝の短学活までに脱ぐこと。(特別な場合は許可を得てください。) 帰りの短学活後に着用することができる。下校時は、部活動の服装同様に着用したまま下校してよい。
- ⑤必ず上下とも記名すること。
- ⑥学校指定の物は、豊栄堂へ注文し購入する。毎年9月下旬に注文書が配布されます。
- ⑦部活動が始まる直前までは、休憩時間中や掃除中であっても着用禁止とするが、体育・技術などの授業の際や別に指示が出ている場合は、教科担任の許可があれば着用できるものとする。

### (12) 帽子

- ①学校指定のものは、体育の授業や部活動、登下校で着用してもよい。校舎内では、着用しないこと。
- ②部活動で統一しているものは、部活動のみ着用する。
- ③勝手に加工したり、色をつけたりせず、正しく着用する。

### (13) その他

- ①学校で必要のないものは持って来ない。トラブル等防止の観点から、物の貸し借りをしない。
- ②化粧(含:アイプチなど)、マニキュア、アクセサリ類の着用をしてはいけない。また、眉毛を剃ったり、抜いたり、描いたりしてはいけない。リップクリームは無色・無臭とする。
- ③冬季に制服の上に着用できるものは、ウインドブレーカー・手袋・ネックウォーマーのみとする。

## 3 校内生活について

---

### (1) 校内マナー

<職員室・事務室・校長室などへの出入り>

- ①「失礼します。」と挨拶をきちんとする。「〇年〇組の△△です。□□先生に用事がありました」「〇〇〇部の△△です。部室の鍵を取りに来ました。」など所属・名前・用件を簡潔に大きな声で述べ、入室の許可が得られてから入室する。退室する前には、きちんと先生方のほうを向いて「失礼しました」と大きい声で挨拶をする。
- ②きちんとした言葉遣いで、簡潔に用事をすませる。
- ③入室禁止の時〔テスト期間中や成績処理中〕には、入り口で先生を呼び、来ていただく。
- ④用事がある時以外は、職員室や事務室に来ない。
- ⑤指示や許可がない限り、生徒はコピー機や印刷機、職員室の電話、エアコン等を使用できない。

<その他>

- ①大きな声で、誰にでも、何度でもあいさつしよう。
- ②授業道具は、各自判断して自宅に持ち帰る。
- ③落書きや机・いすなどを汚したり傷つける行為やシールを貼るなどの行為をしない。

- ④掲示物へのイタズラのほか、押しピン・チョーク・その他の備品を勝手に使わない。
- ⑤学校の設備や備品を壊したり、紛失した場合は、ただちに正直に申し出る。
- ⑥ゴミのポイ捨て、つば吐き、紙飛行機飛ばしなどしない。
- ⑦廊下や階段、トイレ、水のみ場等でのたむろ、プロレス、追いかっこなど危険な行為や迷惑な行為をしない。ストーブのそばでは、特に注意する。
- ⑧警報装置や防煙扉にいたずらしない。
- ⑨授業中や短学活中に廊下を歩くことがある時は、迷惑にならないよう静かに移動する。
- ⑩教室を最後に出る者が、戸締り、消灯をする。電気や水道の無駄遣いをしない。
- ⑪公衆電話の利用は、必要最低限のものに限る。お金が無い時は先生に借りる。友達には借りない。
- ⑫草花や生物を大切にす。
- ⑬提出物は期限を守り、記名を確認してから提出する。
- ⑭自分の受けもった係活動（委員会、教科、班など）については最後まで責任をもって行う。
- ⑮長期休業中のことについては、別に指示する。
- ⑯黒カバンやナップ等機の横には置かず、ロッカーの決められた場所に置くこと。
- ⑰ロッカー内は、整理整頓をすること。
- ⑱立入禁止場所やスタッフルームへ勝手に入らない。

## (2) 授業

### ①前日の準備

- ・次の日の授業の準備物を生活の記録（デイリーライフ）に書いて帰る。
- ・学習用具や宿題を忘れないよう、前日準備をする。
- ・予習することがのぞましい。

### ②授業が始まるまでのこと

- ・ベル着を守る。教室移動の時は、時計を見て余裕をもって行動する。
- ・必要な用具を準備して自分の席で授業の開始を待つ。ベル着を守る。
- ・黒板係は、休憩時間中に黒板をきれいにする。
- ・机やイスが、ひどく乱れている時は、自分達で整える。
- ・教科係は、必要な準備を行う。
- ・教室移動の際は、学級委員が出席簿を移動する。体育の授業時は、教室に置いておく。
- ・先生がなかなか来ない場合は、始業のチャイムから5分後に、教科係が事情を確かめに職員室に行く。その間、他の生徒は、他のクラスの迷惑とならないよう自分の席で静かに待つ。

### ③授業中のこと

- ・学級委員の号令に合わせて、全員で大きな声で初めと終わりの挨拶と礼をする。
- ・私語、よそ見、よそ勉、手紙回し、授業中に寝るなど絶対にしない。
- ・読む、写す、作業する、話し合う、考える、発表するなど、それぞれの場面（先生の指示）に合わせた行動をとり、勝手な発言など授業進行の妨げとなる行為は慎む。
- ・エスケープ、立ち歩き、勝手な退席、教師への暴言は、絶対しない。
- ・トイレや体調不良などにより退席したい時は、その旨先生に告げ、許しを得てから退席する。
- ・授業に遅れたり、欠課となることが予め分かっている時は、前もって伝えるようにする。また、遅れて入室した時は、授業の先生に事情を説明してから着席する。
- ・勝手に席をかえたり、欠席者の机やイスを使用したりしない。
- ・学習用具の貸し借りは、原則として禁止する。

#### ④授業が終わったら

- ・教科係は、教科ファイルを先生に渡して、記入してもらう。
- ・黒板係は、まだ板書を写している人がいないか確かめてから黒板を消す。
- ・次の授業のための準備【自分の、教科係の】や教室移動、トイレなどすませてから休憩に入る。
- ・教室移動がある時は、学級委員は出席簿の移動を忘れないようにする。
- ・教室を最後に出る者が戸締まり、消灯を行う。
- ・エアコンや加湿器、ストーブの操作は先生が行う。
- ・宿題や提出物は、必ず、デイリーライフに書いておく。
- ・先生への質問や頼みごとがある時は、要点を素早く簡潔に。時間がかかるような内容の時には、昼休憩や放課後の予約をとる。

#### ⑤Chromebook（クロームブック）について

- ・Chromebook は三原市から貸し出されているものです。卒業時に返却し、次の1年生に受け継がれるため、大切に使用すること。
- ・Chromebook は学習活動のための道具であることを理解して使用すること。
- ・Chromebook の使用については、あとの「(9) Chromebook(クロームブック)の扱い」をよく読んで使用すること。

#### ⑥その他

- ・予習や復習、自主学习などが、授業内容をよりよく理解するための手助けとなる。

### (3) 保健室の利用

- ①養護の先生の許可なく勝手に出入りしない。備品に勝手に触らない。
- ②体調が悪くて休養する場合は、原則1時間とする。（養護の先生が判断する）授業に出られなくなる場合は、きちんと連絡する。
- ③原則として保健室では、薬などは出さない。
- ④体調が悪くて早退する場合は、養護の先生の判断に基づいて、担任の先生と相談のうえ決定する。
- ⑤早退の場合は、養護の先生から保健連絡票を受け取り、担任又は学年の先生に一言連絡して下校する。
- ⑥無事に帰宅したことを電話で学校に伝える。
- ⑦出席停止に必要な書類は、保健室から出すので、連絡する。

### (4) 昼食について

#### ①給食について

##### ア 給食準備

- ・机の上を片付けておく。
- ・給食専用の雑巾を使用して配膳台を出して拭く(美化委員)。
- ・給食当番は、給食着・帽子・マスクを着用し、手洗いをして配膳室へ取りに行く。
- ・マスクについては、各自持参する。忘れた場合は学年のスタッフルームでマスクを販売する。（1枚20円）
- ・給食準備では、配膳室の南側のドアから入室し、北側のドアから退室する。また、入室の際はカネパスを使用する。片付けは、北側のドアから入室し、南側のドアから退室する。
- ・給食当番以外は自分の席に座り、待っておく。



## イ 給食中

- ・準備が完了したら、手を洗って教室に入り、席に着いたら「いただきます」の挨拶で食事を始める。
- ・食事中は立ち歩かない。大声でしゃべらない。
- ・食べ物を粗末に扱わない。嫌いなものでも、出来るだけ残さないように食べる。
- ・早く食べ終わった生徒は時間まで席について待つ。
- ・「ごちそうさま」の挨拶で食事を終了し、班ごとに食器を集めて返却する。
- ・どうしても食べられなかった生徒は、個人的に残菜容器に入れる。
- ・牛乳パックはつぶして返す。また、パンの袋はビニールごみへ捨てる。果物の皮は、残菜と一緒にしない。果物の入った缶に戻す。
- ・欠席者には届けない。

## ウ 片付け

- ・残した残菜は、食缶へきちんと返す。
- ・配膳台は美化委員が拭き、片付ける。
- ・給食当番は、13:20までに食缶等を配膳室に返却する。
- ・おかずや汁などを廊下にこぼしたら、こぼした人が責任をもって拭く。
- ・牛乳パックは、ビニール袋にまとめ配膳室のポリバケツに捨てる。

## エ その他

### 【1・2年生】

- ・自分の給食着を着用し、給食当番がある日は忘れずに持ってくる。

### 【3年生のみ】

- ・給食着をなくしたり、故意に破ったり、汚した場合は弁償する。
- ・給食着は、その週の給食の最終日に家に持ち帰り、洗濯をして翌週の最初の日に必ず持ってくる。

### 【全学年共通】

- ・担当の時に給食当番をしなかった人は、次週に再度給食当番をする。

### ②給食のない日について

- ・給食がない場合は、弁当を持参する。

### ③水筒などの飲みものについて

- ・お茶、水、又はスポーツドリンクを水筒で持ってきて良い。ペットボトルの使用は認めるが、登下校中に買ったり、外出して買うことは原則認めない。
- ・水筒やペットボトルには必ず記名をする。
- ・ペットボトルのゴミについては、各自で必ず持ち帰る。
- ・他人の飲料水を勝手に飲んだりしない。

## (5) 美化、清掃

- ①時間いっぱい(10分間)掃除をする。早めに終わっても音楽が流れている間は、その場を離れない。
- ②班長は、必ず「掃除点検表」と「筆記用具」を掃除場所に持っていくこと。
- ③掃除道具を大切にすること。ほうき類は、さかさまにして保管する。
- ④道具が壊れたら、それを持ってその場所の担当の先生に申し出る。
- ⑤高い所の窓拭きは、落下や転倒に注意すること。その周りの生徒は、悪ふざけを絶対しない。
- ⑥床の雑巾がけは、手で水ぶきする。一部、棒ぞうきんの使用を認めている場所もある。

- ⑦雑巾は、きちんと洗い絞ってから所定の位置にきちんと並べて干す。
- ⑧黒板消しクリーナーは、時々中のスポンジを水洗いする。乾いてから再び取り付ける。スポンジを取り付けずにクリーナーを使用すると機械が故障してしまうので注意する。
- ⑨ゴミ袋が必要な場合は、職員室に取りに行く。
- ⑩掃除終了後、点検表に担当の先生が記入する。不在のときは、他の先生または班長が記入する。
- ⑪掃除時間以外も積極的にゴミを拾うなど、校内美化に協力する。
- ⑫ゴミ箱は「可燃ごみ用」と「不燃ゴミ用」があるので、それに従って区別して出す。

## (6) 集会

- ①並んで行くよう指示された場合は、他の人の迷惑にならないよう素早く行動する。
- ②遅れないよう集合し、黙って素早く整列する。板目につま先をそろえ、かかともそろえて整列する。私語を慎み、発言者に注目する。座る場合は体操座りをする。朝会の開始時刻は 8 : 15 である。
- ③学級委員が先頭に立つ。素早く人数を確認し担任（または副担任）に報告する。  
例：「1年2組、〇〇人集合、〇〇人欠席です。欠席者は、〇〇君と〇〇さんです。」
- ④遅刻者は、クラスの列には入れない。横又は後方の指示された所に並び先生の指導を受ける。
- ⑤カバン等の荷物は必ず教室においてから集合する(机上には何も置かず、イスも入れておく)。

## (7) 試験について

### ①基本的なこと

- ・早めに着席し、静かにして待つ。
- ・必要な物がそろっているか確認する。不必要な物はカバンへしまう。
- ・開始時刻と終了時刻を確認し、時間配分を考える。
- ・解答用紙が配られても「始めなさい。」の合図があるまでは勝手に取り掛かってはいけない。問題用紙や、解答用紙に触ってもいけない。
- ・「はじめなさい。」の合図があったら、まず出席番号と名前を書く。
- ・時間一杯頑張る。何度も見直す。
- ・「終わりなさい。」の合図があったら、ただちに筆記用具を置く。
- ・答案用紙が回収され休憩時間に入るまで私語や立ち歩きをしない。

### ②カンニング・誤解される行為・チェックを受ける行為

- ・筆記用具の貸し借り
- ・キョロキョロする。落ち着きがない。
- ・私語・独り言。
- ・後ろの席や隣の席の生徒に自分の答案を見せたり、見えやすいようにする。
- ・答案用紙や問題用紙への落書き。
- ・ポケットや机の中に手を入れる。
- ・うつぶせて寝る。
- ・手鏡を見たり、くしを使ったりする。
- ・不用意に落とした物を拾う。物を落としたら手を上げて先生に拾ってもらう。
- ・始まりと終わりの合図を守らない。
- ・授業始めの号令から授業終わりの号令までが試験中です。解答用紙の回収、終わりの号令までは私語なく待つようにします。

### ③不正行為があったら

- ・不正行為とは、カンニングや人に答案を見せたり改ざんしたりすることなどである。
- ・そのテストのみ、または全教科が0点扱いとなる。再テスト等は受けられない。
- ・厳しく指導を受け、保護者に学校に来ていただく。

### ④途中退室をする場合

急な体調不良等(トイレを含む)により、途中で退室しなくてはならなくなった場合や、入室に遅刻した際は、自分で判断・選択をする。

ア. その時点で試験を終了する。

イ. 退室後、教室に戻り、続きを受験することができるが、後日受験同様、定期試験の参考として扱う。※「参考として」とは、「得点そのまま成績に反映されない場合もある」ということである。

ウ. 遅刻等により遅れて入室する際は、そこから残りの時間で試験を開始するか、後日受験にするかを自分で判断する。

どの場合においても、必ず残りの時間を教室に戻って過ごす。教室に戻ったあとは、自分の机につき、静かに試験を終えるまで待つ(②にあたる行為があった場合は、不正行為と同じ対応とする)。

いずれにしても、途中で退室することがないように、試験当日の体調を整えることや、休憩時間にトイレを済ませておくようにしておくこと。

### (8) 許可のない立ち入り禁止場所

- ①校舎内 — 屋上、他学級や他学年の教室、特別教室、各種ルーム、その他禁止された場所。
- ②校舎外 — 体育館や部室の裏、プール、他の部活動の部室、植え込みや水槽、その他

### (9) Chromebook (クロームブック) の扱いについて

Chromebook(以下クロームブック)は上手に活用すれば、様々な力が身につく、大変便利なものです。一方で使い方を間違えると破損したり、トラブルの原因となったりするなど、心配されることもたくさんあります。

クロームブック利用に関する多くのルールは、情報社会の中で、自分の行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりについて考えることができるようにするために定められています(情報モラルの学習)。ルールを守ることで ICT 端末の使用や情報を扱うことについて学び、将来、主体的な学びや情報の活用ができるようになります。

### ○クロームブックの使用について (学校・家庭共通のルール)

#### 1) 道具としての扱い

- ①クロームブックは、授業や家庭学習などの学習活動のために使うことが目的です。ゲームや学習に関係のない動画の閲覧など、学習活動に関わる以外に使ってはけません。
- ②使用しているクロームブックは、三原市から生徒の皆さんに貸し出されている高価なものです。卒業時に返却し、次の1年生に受け継がれるものなので、大切に使用します。
- ③持ち運びをする際は、両手で持って運びます。また、画面を開いて裏返した状態では運びません(画面がむき出しの状態では運びません)。
- ④クロームブックのそばでの飲食は禁止です。水にぬれる、湿気の多いところ、ほこりの多いところなどで使いません。

- ⑤落とす、ぶつける、上にものを置くなど、強い力を加えないようにし、直接日光の当たるところや、ストーブ等、高温になるところや磁石の近くには置きません。
- ⑥クロームブックを他の人に貸したり使用させたりしません。
- ⑦USBメモリ等の外部装置、周辺機器の接続などはできません(ただし、マウスなどの外部ストレージ以外のUSBは接続が可能)。
- ⑧クロームブックを無くしてしまった場合や、ふざけたり、故意に壊してしまったりした場合は、保護者に費用負担を求めることがあります。
- ⑨クロームブックの本体に貼っている管理シール等は絶対にはがさないこと。修理等が受けられなくなる可能性があります。

## 2) インターネットの使用

- ①クロームブックには、ウェブフィルタリング等セキュリティ対策を講じており、接続に制限がかけられています(普段、個人の端末によるインターネットの使用で見られるものであっても、閲覧できないページや動画があります。インターネット自体に接続できない場合は、故障やトラブル等の可能性があります。学校へ連絡してください)。
- ②クロームブックには、セキュリティーの関係から使用履歴や活用状況が分かるようになっています。

## 3) 情報, データの管理

- ①パスワードは他の人に教えません(保護者を除く)。IDやパスワードを忘れた場合は先生に知らせます。また、自分や他の人の個人情報(名前, 住所, 電話番号, 顔, 音声など)をインターネットにアップしたり, 他者に伝えたりすることがないようにします。
- ②相手を傷つけたり, 嫌な思いをさせたりすることは絶対に書き込んだりしません。
- ③クロームブックにアプリのダウンロードやパスワードの変更, ソフトのインストールやアンインストール等, 端末の設定を変更しません(デスクトップ画面やデバイスのアカウント画像など変更はしません)。
- ④クロームブックには, 学習に関するデータだけを保存します(クロームブック本体やクラウド上には保存容量があり, 容量を超えると保存できなくなります)。学習活動で先生が許可したもののみ保存します。課題で作成したデータ(写真や動画も含む)やインターネットから取り込んだデータを保存したい場合は, 先生に知らせること。
- ⑤カメラで撮影する時は, 勝手に撮影せず, 必ず撮影する相手の許可をもらいます。
- ⑥他人の写真や文を勝手に掲載してはいけません。

## 4) 学校での使用について

- ①登校後, 指定された場所で保管します(保管庫, 机内等)。
- ②机内に保管する場合, 机の中の片側はクロームブックのみとし, 上に物を乗せたり, 机の中で挟まる状態にしたりしないこと。
- ③指示のある時間, 場所, 内容以外では使用しないこと。
- ④休憩時間や放課後には使用しません(ただし, 先生から指示が出ている場合は除きます)。
- ⑤移動教室の際は, 机の中に確実にしまうこと(机の上, ロッカー, 棚の上等には置かない)。

## 5) 家庭での使用について (持ち帰りについて)

- ①登下校中は, クロームブックをかばんから出しません(かばんに収めて運びます)。
- ②家庭に持ち帰った際は, 必ず登校までに充電を済ませておくこと。
- ③家庭以外では使用しません。「フリーWi-Fi スポット」の利用は情報を読み取られる危険があるため利用しません。

- ④クロームブックの使用では、健康面についても配慮しましょう。目の疲れ、音の大きさ、姿勢からくる影響を考え適切な休憩をとり、就寝前には使用しないようにします。
  - ⑤健康への影響を考慮し、インターネット接続ができる時間帯が決められています(6:00～22:00)。使用できる時間帯で課題等に取り組むようにします。
  - ⑥家庭のWi-Fiなど、無線によるインターネットの接続環境が無くなった場合は、学校に連絡してください。
  - ⑦学校貸し出しのモバイルルーターには1ヶ月当りの通信量に制限があります(5GB/月)。使用の上限を超えると通信速度が低下し、使用に大きく影響します。指示された課題等以外には使用しません。
- 以上のルールが守れないときは、クロームブックの使用を制限すること、特別な指導等の指導を受ける場合があります。
- このルールは、使用を継続するにあたって変更することがあります。

## 4 登下校について

### (1) 登下校中の注意事項

- ①登下校中は、地域の人々への挨拶を積極的に行う。
- ②黒カバンで登校することを原則とし、指示がある場合を除いて、ナップサックのみで登校することはない。
- ③商店等の中や駐車場など通学路以外の場所を通らない。
- ④寄り道、買い食いなどを絶対しない。
- ⑤下校して自宅へもどった後、再登校する場合や休日の登校〔部活以外〕の場合であっても、制服を着用する。自転車通学を許可されていない人は、平常どおり徒歩で来る。
- ⑥不審な人物に注意する。危険を感じたら大声で助けを呼び、近くの商店、民家等に逃げ込む。出来るだけ相手の特徴を覚え、学校又は警察にただちに通報する。
- ⑦自転車通学を願い出て許可された人以外は、徒歩通学。交通ルールを厳守する。自転車通学者は、ヘルメットの着用等、規定をきちんと守る。(4の(2)を参照)

### (2) 自転車通学者に関するきまり

#### ①自転車通学が許可される生徒

自宅から学校までの距離が1.5 km以上の場合。具体的には、次に説明するところより遠い場合

- ・貝野町は、能満寺より国道185号線に通じる道から須波側
- ・宗郷町は、宗郷川より西側、宗郷第二公園より南の宗郷町

健康上の理由から自転車通学が望ましい場合

- ・自転車通学が望ましいことを証明する医師の診断書を提出した生徒で、生徒指導委員会において「自転車通学をさせることが適当である」と判断した場合に医師の示す期間、許可する。

#### ②自転車通学許可までの手続きと決まり

- ・自転車通学希望者は、「自転車通学許可願」を提出する。用紙は入学後に配布する。
- ・許可された場合には、学校で「自転車シール」を購入(200円)し、自転車後輪の泥除け部の、よく見える部位につけること。このシールのない自転車では通学できない。もしもなんらかの事情で別の自転車を利用する場合には、登校直後にその理由を申し出る。
- ・上記のシールを勝手にはいだり、マジックで塗りつぶしたり、わざと見えにくい位置に貼ったりした場合には、自転車通学許可を取り消す。またなんらかの事情でシールがはげたり、自転車そのものを変えたりする場合には、新たにシールを購入すること。

- ・通学時には、必ずヘルメットを着用し、あごひもをしっかりと締めること。
- ・ノーヘル・二人乗り・雨天時の傘さし運転などの交通ルール違反や自転車通学許可願に明記してあるルールに違反をした場合には、数日間自転車を預かり、徒歩通学をさせる。違反を繰り返し改善が見られない場合には、自転車通学許可の停止または取消しのほか、保護者に学校に来ていただく場合もある。
- ・ベル・ブレーキ・ライト・反射器・ハンドル等の故障や違反がないか、日頃から自主的に点検整備を心がける。年度初めに、生徒指導部による点検を行う。点検で見つかった故障や違反は、本人と担任に通告され、指示された期限内に改善されない場合には、自転車通学許可を取り消す。
- ・トンボ（ハブステップ）を取り付けたり、自転車の改造（上げハンドルなどを含む）をしてはいけない。
- ・校内での駐輪場所は、指示されたクラスの位置に、他の自転車の邪魔にならないよう向きをそろえ、順に並べて駐輪すること。必ず施錠し、カギは抜いて自己管理すること。
- ・他学級や他学年の駐輪スペース、駐車場、グラウンド、近隣の商店や空き地・路上・友人宅その他の許可されていないに所へは絶対に駐輪してはいけない。そのような行為があった場合には、自転車通学許可を取り消す。
- ・道路交通法上、雨天時に傘をさしての自転車の運転は禁止されている。雨天時に自転車で通学する場合は、必ずカッパを着用すること。
- ・路上での並進は危険行為である。数台で一緒に通学する場合は、一列になって走行すること。
- ・自転車は法律上「車両」である。歩道を走行してはいけない。車道内の左側を走行すること。
- ・徒歩通学生徒の荷物を乗せるなどの行為をしてはいけない。

### ③本校が許可する自転車の車種と型式

- ・車種は、軽快車・実用車とする。
- ・かごは、自転車の前側につける。かごには安全上軽いものしか乗せないこと。防犯上の備えとして、ひたたくり防止のためのネットなどを装備することが望ましい。
- ・後部にカバンを乗せるための荷台をつけ、荷物を固定するためのひもを装備すること。
- ・スタンドは、直立するものに限る。傾車駐輪するものは許可しない。
- ・サドルより低いハンドルや極端に高いハンドルのついたものはいけない。
- ・ベル・ブレーキ・ライト・反射器等、安全のための付属品を必ず装備する。
- ・ライトの発電機は、車輪に組み込まれ、暗くなると自動的に点灯する型式のものが望ましい。
- ・固定式のカギ以外にもう一つ、チェーン式のカギなどを装備することが望ましい。(=「ツーロック」)
- ・その他、華美な装飾や付属品のついたものは許可しない。キーホルダーなどの飾りをしない。
- ・車体の色は、黒・紺・シルバーなどの地味な色のものがのぞましい。

### ④その他

- ・何らかの事情で荷台のひもが切れたり、紛失した場合には、学校のを貸し出すので、ひもなしで走行することがないようにすること。自宅で新しいものを準備したら学校のを返却する。
- ・タイヤの空気圧が不十分であることに気付いたら、学校のエアポンプを借りて空気を入れる。

- ・取り上げられた自転車を生徒が勝手に乗って行ってはいけない。返却期日を迎えた場合であっても一言先生にことわってから乗るようにする。
- ・リフレクター（反射板）を必ず車輪に取り付けておくこと。

## 5 登校、欠席、遅刻、早退、外出、授業遅刻について

- (1) 8:10 までに自分の教室に入り、提出物等を出し、8:15 には着席し朝の活動を開始する。この時間以降を、「学校遅刻」とする。遅刻をした際は、必ず職員室に寄り、登校したことを伝えること。
- (2) 遅刻 3 回目で学年の生徒指導担当者から指導を受け、担任から家庭連絡。5 回目で保護者に学校に来ていただき担任・学年の生徒指導担当者・学校長等をまじえて今後のことについて話し合う。場合によっては家庭訪問。遅刻のカウントは 1 学期間継続し、学期ごとにリセットする。正当な理由がある遅刻はカウントしないが、出席簿には記録される。
- (3) 欠席や予め分かっている遅刻については、7:30 までに「すぐーる」に保護者から学校へ連絡をしてもらう。
- (4) 早退については、事前に分かっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法を学校に連絡する。体調不良等で早退する場合は、学校が保護者にその旨を連絡し、生徒の帰宅を確認する。あらかじめ分かっている場合は早めに、突然の場合でも必ず担任又は学年の先生の許可を得る。
- (5) 登校したら原則校外には出ない。
- (6) 授業遅刻については、その都度教科担任がその場で指導する。改善が見られない場合には、第 4 章「生徒指導に関すること」の規定に基づいて、担任を中心に該当学年と対応を協議する。

## 6 持ち物について

- (1) 学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもの以外は持参しない。

アメ、ガム、お菓子、ジュース類、タバコ、ライター、マッチ類、キーホルダー、携帯電話(スマートフォン)、音楽再生機器、マンガ・雑誌類、アクセサリ、化粧品類  
必要以上の金銭、プリクラ、カメラ、写真類、ゲームやカード等のおもちゃ類、カッターナイフ、その他

- (2) 筆箱やものさしなどにプリクラシールやその他のシールを貼ることは認めない。
- (3) カッターナイフや彫刻刀などの授業道具に準ずる物であっても、使用目的が危険行為や悪ふざけである場合には、とりあげ、保護者に来校していただき、連携してから返却する。または、保護者に連携して学校で処分する。
- (4) 持ち物には、すべて記名する。
- (5) 金銭や物品の貸し借り、売り買いをしない。

## 7 部活動について

### (1) 部活動についての注意事項

①部活動時間について【※特別時間割の日や長期休業の際は、伝達黒板やプリントで連絡します】

時刻 \ 時期	夏時間 〔4月～10月秋季大会まで〕	秋時間 〔10月秋季大会～1/31〕	冬時間 〔2/1～学年末テ〕	春時間 〔学年末テ～3/31〕
朝練開始	7 : 0 0	7 : 2 0	7 : 2 0	7 : 2 0
下校放送開始	1 7 : 3 0	1 6 : 4 5	1 7 : 0 0	1 7 : 1 5
完全下校	1 8 : 0 0	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5

### ②朝練習について

- ・朝練習後も8：10には教室に入り、8：15から朝の活動を始める。
- ・朝練習の場合でも朝練開始10分前より早く学校に来てはいけない。
- ・朝練習の時間は、7：50までとする。

### ③下校当番について

違反があった場合に連絡するところ

◆下校当番の部活の部長は、下校当番のファイルへ違反について記入し、所定の位置に提出する。

(違反があった場合は、自分の部活動の顧問、部長会担当の生徒会の先生へ連絡する)

◆守れなかった部員は、自分の部活動の部長と顧問に違反を報告する。

◆学期に3回、下校違反があった場合は、顧問、部活動担当で協議・確認し、該当する部は原則1日の部活動停止とする。部長を中心に部活動ミーティングを実施し、運営について考え、活動の改善を図ること。

### ④部室の使用について【休日の場合も同じです】

- ・部室の使用は、部活動の時間に限定する。
- ・活動時間以外は、授業道具を置いたままにしない。
- ・体育の授業の更衣室としての使用は認めない。
- ・他の部活動の部室や活動場所には、絶対に入らない、入れさせない。
- ・部室は内外を問わず、飲食厳禁とする。
- ・一斉掃除以外でも定期的に掃除する。
- ・部室は、顧問の先生と部員で管理すること。

### ⑤活動場所の管理について

- ・活動した場所の掃除及び整頓は、部員の責任で必ず行う。
- ・活動中に出了たゴミは、部活動で責任を持って後始末する。
- ・部室や体育館などのカギの管理は、責任を持って行なう。

### ⑥服装・持ち物について

ア 運動系の部活動の服装は、三中の体操服または、部活動で指定する服を着用するものとする。

※部活動で指定する服については、以下の条件を満たすこと。条件が満たされない場合は使用禁止とすることもある。

- ・シャツ出しをしたり、勝手に加工したりせず、正しく着用する。
- ・色やデザインは華美でないものとする。



- ・道具（グローブ・サポーター・ラケット・シューズなど）は、中体連の大会でも使用できるものとする。中体連の大会で使用できないものは一切認めない。
- イ 活動に必要なものは、三中規定のナップサックで持参する。対外試合等の時は、顧問から指示又は部活動で話し合った内容に従う。
- ウ 水筒は、持って来てもよいが、ジュースは持ってきてはいけない。水かお茶、スポーツドリンクとする。

#### ⑦登下校について

- ・土、日、祝日の部活動は、徒歩通学の生徒でもヘルメット着用及び雨天時にはカッパを着用すれば自転車通学をしてもよい。ただし交通ルール及び本校の自転車通学規定を遵守すること。その場合の駐輪場所は、クラスの指定の場所に置く。
- ・登下校中や部活動中のお菓子・ジュースなどの飲食、または商店への出入りは厳禁とする。
- ・休日の昼食については平日と同じ扱いとし、顧問の許可なく商店へ出入りすることは厳禁とする。
- ・下校後、家に到着するまでは、寄り道や買い食いをしないで帰ること。

#### ⑧所属について

- ・3年間続けられる部活動を選ぶこと。
- ・「部活動所属なし」も可能とする。
- ・病気などの特別な理由がない限り、休まず参加し、原則として転部できない。
- ・転部をするためには、「退部届」を提出し、新しい部活に「入部届」を提出すること。
- ・退部をするためには、「退部届」を提出する手続きをとること。
- ・「入部届」や「退部届」は、部長会担当の先生に申し出ること。

#### ⑨応援について

- ・自分の所属していない部活動の応援に行くことは、全面禁止とする。
- ・兄弟姉妹の応援に行く場合は、保護者同伴であれば許可する。

## 第3章 校外での生活に関する事

### 8 校外生活について

- (1) ゲームセンターやゲームコーナー等の遊技場（プリクラコーナーを含む）、ボーリング場、喫茶店、食堂（ファストフード店を含む）、カラオケ店、映画館等への出入りについて、生徒のみで利用することは避けること。保護者同伴による利用が望ましい。利用に際してのトラブルや被害については、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求めようにします。反社会的行為等があった場合については、特別な指導の対象とし、生徒指導委員会で対応について協議する。

万一の事故や被害については、直ちにその場の責任者等に助けを依頼し、警察等の関係機関と連携をとること。

- (2) 自転車に乗る場合は、点検・整備を行う。交通ルールや本校の規定を守る。（4の(2)を参照）
- (3) 外泊や深夜徘徊は絶対しない。
- (4) 下校後に外出したり、友人と遊んだりする際は、制服や体操服のまま行動することは避け、学校生活と私生活の区別をはっきりとつけること。
- (5) 反社会的行動は、絶対にしない。

喫煙 飲酒 万引き 窃盗 暴走行為 薬物乱用 カツアゲ いじめ 火遊び 不法侵入 その他法律にふれる行為や補導の対象となる行為
--

(6) 万一事故や被害にあった場合は、直ちに保護者、警察等の関係機関に連絡する。

### 【トラブルや被害に合わないために】

- ①今までに、ゲームセンターやゲームコーナー、ボーリング場などの遊技場、喫茶店や食堂、カラオケ店等を生徒のみで使用することから起因する「カツアゲ」や「暴力」の被害が起きています。カツアゲと言うほどではないにしても、先輩や友達に迫られて、「しぶしぶお金を出すはめになった」ケースなどがあります。これらの場所を生徒だけで利用することがないように注意してください。なお、「保護者同伴」とは「保護者がすぐそばについている状態のこと」です。保護者が同じ店舗内においても別のコーナーに移動している場合は、「同伴」とは言えず、生徒だけで利用していると判断されることもあります。
- ②ファストフード店等の食堂や飲食店の利用は、ゲームコーナー以上にお金が必要な場所です。生徒だけで利用することが、ふさわしい場所とは思えません。店舗で購入した食べ物や飲み物は、原則自宅で食べるようにしましょう。
- ③中学生の中には、そういった公共的な場所でのマナーが著しく悪い人もいます。①や②と同じような理由から、「カラオケボックス・ボーリング場・映画館・喫茶店」などへの生徒のみによる出入りをしないように指導をしています。「カツアゲ」や「暴力」の被害もゲームコーナー以上に報告されています。
- ④安易に外食したり、コンビニなどを利用しないようにしましょう。

## 第4章 生徒指導に関すること

### 9 生徒の懲戒、体罰について

学校教育法第11条の「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、生徒に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」に則り、次のような認められる懲戒及び指導を行う。

- (1) 宿題等の未提出者や軽微な授業妨害を行った生徒に対し、学習課題や清掃活動を課す。
- (2) 授業中に教室内に起立させる。
- (3) 放課後等に教室に残留させる。

### 10 特別な指導の対象について

次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

#### (1) 法規・法令に違反する行為

- ・ 飲酒、喫煙〔学校生活、登下校時〕
- ・ 暴力、威圧、強要行為（校外も含む）
- ・ 器物損壊
- ・ ネットを介しての誹謗中傷や名誉毀損
- ・ 不法な侵入や占拠
- ・ その他、法令・法規に違反する行為
- ・ 窃盗、万引き、占有離脱物横領
- ・ 性に関するもの
- ・ 無免許運転・暴走行為
- ・ 賭け事
- ・ 薬物乱用

#### (2) 本校の規則等に大きく違反する行為

- ・ 甚大な授業妨害、授業遅刻、授業エスケープ
- ・ 指導に従わないなどの指導無視および暴言等
- ・ 不正行為（カンニングなど）
- ・ 学校が教育上必要であると判断した行為
- ・ 不要物の校内への持込み
- ・ 特別な指導を必要とする重大ないじめ
- ・ 家出、深夜徘徊

## 1 1 特別な指導の目的、内容について

---

10にある問題行動を行った生徒に対し行う特別な指導は、次にあげる目的・内容をもって実施する。

- (1) 特別な指導とは、自らが起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送り、人格の形成を行うことを目的とする。
- (2) 特別な指導には、別室指導、奉仕活動等がある。
- (3) 法規・法令に違反する行為・暴力行為・いじめ等については市教委と連携し、その内容や頻度に応じて、警察・子ども家庭センター等の専門機関と連携する。
- (4) 繰り返し問題行動を起こし、他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒に対しては、「出席停止」を検討する。

## 1 2 反社会的行動について

---

10の(1)にある反社会的行動に対しては、次のように対応する。

- (1) 警察等外部機関からの通報で学校がキャッチした場合について  
警察の事情聴取等を優先する。捜査に支障のない範囲で状況把握に努める。生徒指導主事が外部機関と連携し、担任等が保護者と連携する。その際は教育的指導を行う。
- (2) 本人・保護者からの相談で学校がキャッチした場合について  
警察や子ども家庭センター等への相談や協力依頼が必要なケースと考えられる場合には、校長・生徒指導主事・担任等で協議を行い、市教委と連携する。同時に担任等が保護者と連携する。その後は(1)に準じる。
- (3) 被害者やその保護者・地域住民等からの連絡で学校がキャッチした場合について  
被害者から事情を聞き、生徒指導委員会で協議する。その後は、(1)及び(2)に準じて指導を行う。

## 1 3 別室指導について

---

- (1) 別室指導とは、別室での面談、反省文指導、教科指導を行うことである。
- (2) 別室指導の実施の有無、その期間については、生徒指導委員会で事案ごとに協議・確認をする。
- (3) 別室指導は、実社会において自らの行為に責任をとることを教える目的で行う。そのため、その生徒に反省が見られるかどうかによって、別室指導の実施の有無を検討するものではない。
- (4) その生徒に精神的なフォローやその生徒を受け入れるための学級への指導が必要であると判断した場合も、別室指導を行うことがある。
- (5) 別室指導は、次の流れで行う。
  - ①別室指導を行う場合は、保護者と連絡をとり、指導方針(個別指導)を確認する。法令違反や校則を大きく違反する行為については保護者に来校してもらう。ただし、保護者への連絡がつかない場合は、特別な指導を開始した後に、学校で保護者に指導方針を説明する。
  - ②別室指導の期間は、原則指定された時間に登校する(事案によっては、保護者の送迎を求める場合ある)。登校したら上履きに履き替え、職員室に来る(自教室に行くことはない)。指定された場所(別室)で活動する。
  - ③別室指導の期間は、原則他の生徒と時間をずらして下校させる。
  - ④別室指導の最終日の下校前(もしくは最終日の翌朝)には、校長室で、自らの行為について反省したことと、今後の生活の決意を述べる時間をもつ。その場には、校長(不在の場合は教頭)、生徒指導主事、担任(不在の場合は学年担当)が参加する。

## 1 4 携帯電話やスマートフォン等について

第三中学校では、携帯電話やスマートフォン等の通信機器については以下のように取り扱う。

- ①学校生活外における、携帯電話・スマートフォン等の所持・使用については禁止しないこととする(ただし、登下校や休みの日の部活動は学校生活に含む)。また、その使用方法、管理等については、保護者の責任のものとする。
- ②学校生活内における携帯電話・スマートフォン等の所持・使用は禁止とする。よって、校内に持ち込むことはできない。
- ③携帯電話やスマートフォン等の使用に起因するトラブル、ネットいじめや極度の依存の問題等の事案に対しては、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求める。

### 学校へ持ってきた場合の対応

- (1) その場で直ちにに取り上げ、注意指導後、保護者に来ていただく。
- (2) 保護者と連携して返却する。
- (3) 特別な指導の対象となる。
- (4) 保護者に指導監督を強めるように強く要請する。

### 【携帯電話やスマートフォン、インターネットに関わる利用について】

携帯電話やスマートフォン等の使用については、以下のような様々な問題があることを十分に理解しておく必要があるため、各自でトラブルに巻き込まれないようにすること。

- ・インターネットを利用した、無料通話・メッセージアプリによる誹謗中傷(実名記入の有無は問わない)を書き込む「ネットいじめ」の問題。
- ・詐欺、出会い系サイトまたはコミュニティサイトによる被害などに巻き込まれる問題。食事や入浴、就寝時にも使用する極度の依存の問題。
- ・インターネットやメール送受信、SNSのための時間や金銭の浪費の問題。

これらは、生徒の人間関係や生活習慣に大きな影響を与える事案が多く、問題となっている。

## 1 5 保護者対応に関して

- (1) 保護者の教職員への暴力行為、威圧行為や対応しかねる過度な要求等があった場合は、関係機関(警察等)と連携する。

## 16 推薦入試のある高等学校及び就職先への推薦条件について

本校では、高等学校や企業が示す推薦条件に加え、進学先で充実した規律ある学校生活を送り、卒業まで頑張ることができる生徒、あるいは、就職先で真面目に仕事にはげむことが出来る生徒を学校推薦の対象者としています。特別なことが求められているわけではなく、ごく普通に規則を守り、前向きに中学校生活を送っていれば条件にあてはまります。

ただし、推薦基準については、他に「学習成績が良好である」ことや「高等学校長(企業)が定める推薦基準を満たす」などの条件が必要となります。

従って、次のような行動が見られる生徒については学校推薦の候補者にはなれません。

### 1. 次のような反社会的な問題行動が3年間に1回以上ある場合

万引き、無免許運転、喫煙、飲酒、窃盗、恐喝、夜間徘徊、暴力行為、器物破壊、脅し行為

いじめ行為、不純異性交遊、不法侵入、長期に渡る家出、異常なめいわく行為、携帯電話やスマートフォン、無料通話・メッセージアプリが使用できる機器の学校への持参、試験時の不正行為(カンニング等) その他法律に触れる行為や警察の補導の対象となる行為

これらについては、3年生2学期の段階で行なわれる進路判定会議の中で、生徒指導委員会の記録をもとに推薦の可否を決定します。

### 2. 次にあげる生活規律や学習規律に関して、学校や保護者の指示に従わず、同じようなことを繰り返し、保護者との連絡・協議をしても改善が見られない場合

#### 【生活規律】

- 正当な理由なく、登校時の遅刻が1年生2学期以降の一つの学期に5回以上ある。
- 自転車通学上の違反を繰り返し、停止処分になったことが3年間に3回以上ある。
- 落書きや他人の持ち物へのいたずらなど、集団生活における非常識な行動を繰り返す。
- 一つの学年で30日以上欠席がある場合。(病気・入院等は除く)

これらについては、3年生2学期の段階で行なわれる進路判定会議の中で、各学年の担任や生徒指導担当者の記録をもとに推薦の可否を決定します。

#### 【学習規律】

- 授業遅刻や私語、手紙回し、立ち歩きなどの授業妨害や忘れ物や宿題未提出を繰り返している。

これらについては、3年生2学期の段階で行なわれる進路判定会議の中で、各教科担任の評価の記録をもとに推薦の可否を決定します。

上記1に述べる反社会的行動が3年間で1回以上の生徒や2の生活規律上の違反行為がある生徒であっても、指導後に反省し、著しい改善が見られる場合には、進路判定会議において推薦を認める場合があります。ただし3年生になってからの場合、特に夏休み初日以降のケースについては改善があるとはみなされないと考えます。また、推薦した生徒で、新たに該当する事例が出てきた場合は、進学先・就職先に連絡します。

